

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	農業技術課	整理番号	1-1
処分の種類	施用上の注意等の表示命令			
根拠法令条例等・条項	肥料取締法第21条			
処分の概要	肥料取締法第21条に基づく施用上の注意等の表示命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未制定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肥料取締法第21条 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその受理した届出に係る指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			